特別区人事委員会勧告及び
特別職報酬等審議会答申等の推移

特別区人事委員会勧告及び特別職報酬等審議会答申等の推移

※１　教育長、常勤の代表監査委員、代表を除く常勤の監査委員について、平成27年度から審議対象に追加した。

年度	特別区人事委員会給与勧告の推移				特別職報酬等審議会の答申の推移		審議会答申を踏まえて区が改定した内容の推移									
	月例給			特別給	答申年月日	答申概要	改定後の月例給の額等（単位：万円）　（　）内は前回からの増減額								特別職・議員の期末手当支給月数の推移	
	率	改定額	取り扱い				区長	副区長	教育長 ※１	代表監査 ※１	監査委員	議長	副議長	議員	期末手当	前年度との差
令和８年度	3.72%	15,126円	早期昇格者層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ	年間の支給月数0.1月引上げ												
令和７年度	3.80%	14,860円	若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ	年間の支給月数0.05月引上げ	R7.11.21	○特別区人事委員会勧告における月例給は若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ、期末手当はプラス改定であることと、区の財政状況などを勘案し、区長等の給料月額は部長級職員と同水準の3.4％引き上げ、期末手当は0.05月引上げが妥当である。	116.12 (3.82)	93.05 (3.06)	79.75 (2.62)	71.73 (2.36)	69.76 (2.29)	89.31 (2.94)	80.82 (2.66)	62.15 (2.04)	4.28月 （議員4.03月）	0.05月
							○給与月額及び議員報酬月額3.4%増 ○期末手当0.05月増									
令和6年度	2.89%	11,029円	初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ	年間の支給月数0.2月引上げ	R6.11.22	○特別区人事委員会勧告における月例給は初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ、期末手当はプラス改定であることと、区の財政状況などを勘案し、区長等の給料月額は部長級職員と同水準の0.9％引き上げ、期末手当は0.2月引上げが妥当である。	112.30 (1.00)	89.99 (0.80)	77.13 (0.69)	69.37 (0.62)	67.47 (0.60)	86.37 (0.77)	78.16 (0.70)	60.11 (0.54)	4.23月 （議員3.98月）	0.20月
							○給与月額及び議員報酬月額0.9%増 ○期末手当0.2月増									
令和５年度	0.98%	3,722円	初任給及び若年層を重点的に全ての級及び号給で1,000円以上の引上げ	年間の支給月数0.1月引上げ	R5.11.22	○特別区人事委員会勧告における月例給は初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ、期末手当はプラス改定であることと、区の財政状況などを勘案し、区長等の給料月額は部長級職員と同水準の0.3％引き上げ、期末手当は0.1月引上げが妥当である。	111.3 **(0)**	89.19 **(0)**	76.44 **(0)**	68.75 **(0)**	66.87 **(0)**	85.6 **(0)**	77.46 **(0)**	59.57 **(0)**	4.03月 （議員3.78月）	**0月**
							○給料月額及び議員報酬月額0.3%増 ○期末手当0.1月増 ↓ 本会議において反対多数により否決 ＝ **改定なし** 主な理由：中小・零細企業の給与が上がらない中で、一定の報酬を得ている議員の報酬を上げるべきではない。一部議員からは特別職も同様との考えが示された。									

年度	特別区人事委員会給与勧告の推移				特別職報酬等審議会の答申の推移		審議会答申を踏まえて区が改定した内容の推移									
	月例給			特別給	答申年月日	答申概要	改定後の月例給の額等（単位：万円）　　（　）内は前回からの増減額								特別職・議員の期末手当支給月数の推移	
	率	改定額	取り扱い				区長	副区長	教育長 ※１	代表監査 ※１	監査委員	議長	副議長	議員	期末手当	前年度との差
令和４年度	0.24%	896円	初任給及び若年層の給料月額を引上げ	年間の支給月数0.1月引上げ	R4.11.18	○特別区人事委員会勧告における月例給は初任給及び若年層のみの引上げ、期末手当はプラス改定と区の財政状況などを勘案し、区長等の期末手当は0.1月引上げ、給料月額については据え置くことが妥当である。	（月例給の変更なし） ○給料月額及び議員報酬月額　据置き ○期末手当0.1月増								4.03月 （議員3.78月）	0.10月
令和３年度	△ 0.02%	△94円	据え置き	年間の支給月数0.15月引下げ	R3.11.19	○特別区人事委員会勧告における月例給与は据置き、期末手当はマイナス改定と区の財政状況などを勘案し、区長等の期末手当は0.15月減額し、給料月額については据え置くことが妥当である。	（月例給の変更なし） ○給料月額及び議員報酬月額　据置き ○期末手当0.15月減								3.93月 （議員3.68月）	△0.15月
令和２年度	△ 0.04%	△157円	据え置き	年間の支給月数0.05月引下げ	R3.1.5	○特別区人事委員会勧告における月例給与は据置き、期末手当はマイナス改定と区の財政状況などを勘案し、区長等の期末手当は0.05月減額し、給料月額については据え置くことが妥当である。	（月例給の変更なし） ○給料月額及び議員報酬月額　据置き ○期末手当0.05月減								4.08月 （議員3.83月）	△0.05月
令和元年度	△ 0.58%	△2,235円	給料表を0.6%引下げ	年間の支給月数0.15月引上げ	R元.11.25	○特別区人事委員会勧告における月例給与のマイナス改定と景気の動向等を考慮し、区長等の給料月額及び議員の報酬月額を0.6%減、期末手当を0.15月の増とすることが妥当である。	111.3 (△0.67)	89.19 (△0.54)	76.44 (△0.46)	68.75 (△0.42)	66.87 (△0.40)	85.6 (△0.52)	77.46 (△0.47)	59.57 (△0.36)	4.13月 （議員3.88月）	0.15月
							○給料月額及び議員報酬月額0.6%減 ○期末手当0.15月増（12月１日から適用）									
平成30年度	△ 2.46%	△9,671円	給料表を2.6%引下げ	年間の支給月数0.1月引上げ	H31.2.20	○特別区人事委員会勧告において月例給与のマイナス改定が行われたが、特別区長会が勧告の実施を見送るという異例の判断を行った事実、理由等を踏まえ、総合的に判断した結果、区長等の給料及び期末手当等は据え置くことが妥当である。	（月例給の変更なし） ○給料及び期末手当は据え置き								3.98月 （議員3.73月）	増減なし
平成29年度	0.13%	526円	給料表を0.1%引上げ	年間の支給月数0.1月引上げ	H29.11.13	○特別区人事委員会勧告における月例給与のプラス改定と景気の動向等を考慮し、区長等の給料月額及び議員の報酬月額を0.1%、期末手当を0.1月の増とすることが妥当である。	111.97 (0.11)	89.73 (0.09)	76.9 (0.08)	69.17 (0.07)	67.27 (0.07)	86.12 (0.09)	77.93 (0.08)	59.93 (0.06)	3.98月 （議員3.73月）	0.10月
							○給料月額及び議員報酬月額0.1%増 ○期末手当0.1月増（12月１日から適用）									
平成28年度	0.15%	584円	給料表を0.2%引上げ	年間の支給月数0.1月引上げ	H28.11.8	○特別区人事委員会勧告における月例給与のプラス改定と景気の動向等を考慮し、区長等の給料月額及び議員の報酬月額を0.2%、期末手当を0.1月の増とすることが妥当である。	111.86 (0.22)	89.64 (0.18)	76.82 (0.15)	69.1 (0.14)	67.2 (0.13)	86.03 (0.17)	77.85 (0.15)	59.87 (0.12)	3.88月 （議員3.63月）	0.10月
							○給料月額及び議員報酬月額0.2%増 ○期末手当0.1月増（12月１日から適用）									

年度	特別区人事委員会給与勧告の推移				特別職報酬等審議会の答申の推移		審議会答申を踏まえて区が改定した内容の推移									
	月例給			特別給	答申年月日	答申概要	改定後の月例給の額等（単位：万円）　（　）内は前回からの増減額								特別職・議員の期末手当支給月数の推移	
	率	改定額	取り扱い				区長	副区長	教育長 ※１	代表監査 ※１	監査委員	議長	副議長	議員	期末手当	前年度との差
平成２７年度	0.35%	1,413円	給料表を0.3%引上げ	年間の支給月数0.1月引上げ	H27.11.4	○特別区人事委員会勧告における月例給与のプラス改定と景気の動向等を考慮し、区長等の給料月額及び議員の報酬月額を0.3%、期末手当を0.1月の増とすることが妥当である。	111.64 (0.33)	89.46 (0.27)	76.67 (0.23)	68.96 (0.20)	67.07 (0.20)	85.86 (0.26)	77.7 (0.23)	59.75 (0.18)	3.78月 （議員3.53月）	0.10月
							○給料月額及び議員報酬月額0.3%増 ○期末手当0.1月増（12月１日から適用）									
平成26年度	0.20%	809円	給料表を0.2%引上げ	年間の支給月数0.25月引上げ	H26.11.4	○特別区人事委員会勧告における月例給与のプラス改定と景気の動向等を考慮し、区長等の給料月額及び議員の報酬月額を0.2%、期末手当を0.25月の増とすることが妥当である。	111.31 (0.22)	89.19 (0.18)							3.68月 （議員3.43月）	0.25月 （議員0）
							○区長・副区長給料月額0.2％増及び期末手当0.25月増 ○答申によらず議員報酬・期末手当は変更なし。									
平成25年度	△ 0.14%	△588円	給料表を0.15%引下げ	据え置き	H25.11.5	○特別区人事委員会勧告において、月例給与のマイナス改定が出されたこと、昨今の日本及び世界を取り巻く経済状況が依然厳しいことなどを勘案し、区長等及び議員について、給料月額・報酬月額を0.15%減額することが妥当である。また、期末手当は、民間の特別給の支給割合とおおむね均衡しているため、据え置く。	111.09 (△0.17)	89.01 (△0.13)				85.6 (△0.13)	77.47 (△0.12)	59.57 (△0.09)	3.43月	増減なし
							○給料月額・報酬月額は、0.15%減 ○期末手当については変更なし。									
平成24年度	△ 0.19%	△783円	給料表を0.2%引下げ	据え置き	H24.11.1	○特別区人事委員会勧告において、月例給与のマイナス改定が出されたこと、昨今の日本及び世界を取り巻く経済状況が依然厳しいことなどを勘案し、区長等及び議員について、給料月額・報酬月額を0.2%減額することが妥当である。また、議員の期末手当は、議会自らが附則により減額している状況から、議会の良識ある判断により本則で3.43月と規定することが望ましい。	111.26 (△0.22)	89.14 (△0.18)				85.73 (△0.17)	77.59 (△0.15)	59.66 (△0.12)	3.43月	増減なし
							○給与月額・報酬月額は、0.2%減 ○議員の期末手当は、本則で3.43月に改定									
平成23年度	△ 0.20%	△ 842円		据え置き	H23.11.11	○特別区人事委員会勧告において、月例給与のマイナス改定が出されたこと、３月に起きた東日本大震災の影響や急速な円高など、経済状況が依然厳しいことなどを総合的に勘案し、月額給与を0.2%減額し、期末手当を据え置くことが妥当である。ただし、議員の期末手当は前年度附則での改定であったため、改定されることが望ましい。	111.48 (△0.22)	89.32 (△0.18)				85.9 (△5.0)	77.74 (△0.16)	59.78 (△0.12)	3.43月	増減なし
							○議長の月例給与は、議員提案により、答申によらず単独で減額 ○期末手当については変更なし。 ※議員の期末手当のみ附則による改定									
平成22年度	△ 0.30%	△1,259円		年間の支給月数0.2月引下げ	H22.11.5	○特別区人事委員会勧告において月例給与及び期末勤勉ともマイナス改定が出され、日本及び世界を取り巻く経済状況が依然厳しいことなどを勘案し、期末手当0.19月減額し、給料月額については据え置くことが妥当である。	（月例給の変更なし）								3.43月	△0.19月
							○期末手当について0.19月減 ※議員のみ附則による改定。									

年度	特別区人事委員会給与勧告の推移				特別職報酬等審議会の答申の推移		審議会答申を踏まえて区が改定した内容の推移									
	月例給			特別給	答申年月日	答申概要	改定後の月例給の額等（単位：万円）　（　）内は前回からの増減額							特別職・議員の期末手当支給月数の推移		
	率	改定額	取り扱い				区長	副区長	教育長 ※１	代表監査 ※１	監査委員	議長	副議長	議員	期末手当	前年度との差
平成21年度	△ 0.38%	△1,605円		年間の支給月数0.35月引下げ	H21.10.27	○特別区人事委員会勧告においてマイナス改定が出されたことや、昨今の日本及び世界を取り巻く経済状況が依然厳しいことなどを総合的に勘案する。給料月額については据え置く。	（月例給の変更なし） ○期末手当について0.33月減（夏季凍結分含む） ※議員のみ附則による改定。								3.62月	△0.33月
					H21.5.26	○世界的な景気悪化により、民間企業の夏季賞与が大幅に減額される見込みを受け、特別区人事委員会が臨時勧告を行う。	（月例給の変更なし） ○夏季支給分を0.2月凍結									
平成20年度	0.02%	75円	据え置き	据え置き		諮問・答申行わなかった									3.95月	増減なし
平成19年度	0.01%	38円	据え置き	年間の支給月数0.05月引上げ	H19.11.5	○区長、副区長の地域手当を13%から14.5%に上げることに伴い、給与月額を1.5%程度減額する。 （地域手当は14.5%で固定）	111.7 (△1.70)	89.5 (△1.40)							3.95月	0.35月
							○議長、副議長、議員は変更なし									